

リーチサイト問題に関する一考察

安田和史[†] 清水利明^{††}

鈴木香織^{†††} 北林理沙^{††††}

「リーチサイト」が別のサイトにアップロードされた著作権侵害コンテンツへのリンクを集めた著作権侵害コンテンツへのユーザのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長し、拡大させている。このリーチサイト問題については、これまで十分な議論や調査が行われてこなかった。そこで、その実態を明らかにするべく、経済産業省はリーチサイトの実態調査を行うこととした。調査結果は平成 23 年度末に提出されるが、本報告ではリーチサイト問題について基礎的考察を行うとともに、調査方法について紹介する。

Study concerning the "Reach Site" problems

Kazufumi YASUDA[†] Toshiaki SHIMIZU^{††}
Kaori SUZUKI^{†††} Risa KITABAYASHI^{††††}

"Reach Site", which collects links to illegal contents uploaded to other sites, gives a lot of users easy access to illegal contents and makes copyright infringement more complicated. Until now, this "Reach Site" problem has not been sufficiently discussed and researched. Therefore, the Ministry of Economy, Trade and Industry(METI) determined to conduct a field survey. The survey results will be submitted by the end of fiscal 2011. This report shows the basic consideration concerning the "Reach Site" problem and introduces the prospective research method.

1. はじめに

インターネット上に広がる著作権侵害コンテンツの問題は、巧妙化しているといえる。従来は、ストレージサイトにアップロードされた動画に対しては、動画検出技術を用いて著作権侵害コンテンツの流通について調査を行い、削除要請を行うことは有効な対策手段であった。しかしながら、現在においてはリーチサイトを活用した新たな侵害形態にフェーズが移っており、検索することが出来ないような場所に著作権侵害コンテンツを蔵置し、リーチサイトを介してユーザの違法な利用行為を助長している事例が多くみられるようになってきている。

リーチサイトは著作権侵害コンテンツを閲覧・ダウンロードするために便利なサイトとしてネットユーザの中では周知といえる。しかしながら学術的にも実務的にも十分な検討がなされていない。そのため、経済産業省は、平成 23 年度中に、リーチサイトの実態調査を行うこととし、その調査結果は平成 24 年度に公開される予定である。この調査により、リーチサイトによる国内外の知的財産権の侵害実態を調査するとともに、実務的・法的な観点から現状の問題、課題を抽出し、考え得る有効な対策についても調査を行うことが期待されている。

本報告においては、実態調査に先立ち、リーチサイトの現状と法的課題を抽出し、リーチサイト問題について基礎的考察を行うとともに、実際に行われる実態調査の調査方法について紹介する。

2. リーチサイト問題とは

リーチサイトとは、著作権侵害コンテンツそのものを直接的には掲載していないものの、著作権侵害コンテンツを掲載したサイト或いはサイトに蔵置されたコンテンツへのリンクを集めて掲載しており、利用者をこれらのサイトへ誘導することを目的としたサイトである。一般的に、著作権侵害コンテンツへのリンクをまとめて掲載するリーチサイトが数多く存在すると考えられているが、これらは、世界中の様々なサーバに蔵置されている著作権侵害コンテンツへのアクセスを容易にしておき、著作権侵害コンテンツの閲覧やダウンロードを助長している。また、リンク行為自体について、利用者を単に別のサイトに移動させ、ある情報に到達することを指示するに止まる限りにおいては、情報を自ら複製・送信しているものとは認められないため、直接的な著作権侵害行為に該当しているとはいえないとも考えられるため、著作権者による効

[†] 電気通信大学産学官連携研究員・株式会社スズキアンドアソシエイツ

^{††} 電気通信大学産学官連携研究員・関西大学大学院法学研究科

^{†††} 電気通信大学産学官連携研究員・株式会社スズキアンドアソシエイツ代表取締役社長

^{††††} 電気通信大学客員研究員・株式会社 PSS 事業部長

果的な対応策は見いだせず、困難を極めていているという問題が指摘できる。

リーチサイトは大きく分けて2つの類型に分けられる。一つ目は、動画投稿サイト検索エンジン型サイトであり、システムがロボティックにクローリングし、様々な動画共有サイトの動画をまとめて閲覧できる型 (Ex, Woopie, truevo) と、二つ目は、まとめ型サイトといわれる、サイト事業者が意図的に海賊版動画をまとめてインデックス化し、リンクを付けている型であり、そのリンクはサイト事業者が自主的に行う場合に加えて、投稿型の場合もある (Ex, アニポ, Youtube ドラマまとめ無料動画)。

そして、両サイトは、リンク先の著作権侵害コンテンツを蔵置したサーバやサイトにおける違法アップロード行為が存在することは明らかであるものの、侵害コンテンツは、海外に設置されたサーバに蔵置されており、かつ、パスワード設定などの利用制限により外部から発見されにくくなっている状況にある。そのため、コンテンツホルダからすれば、自己の所有する著作権を侵害されている場合に対しての対応が、複雑になっているとの問題が思料される。

3. リーチサイト問題と著作権法

リーチサイトの問題については、そもそも著作権侵害に該当するかという問題がある1。一般的な見解として、URL を掲載しているだけのリーチサイトは、著作権侵害コンテンツにリンクされていたとしても著作権侵害行為には直接的には当たらない2。これまでの判例においては、新聞社から一切の許諾を受けずに記事見出しと共にリンクを掲載していた事業者の行為が問題となったヨミウリ・オンライン (YOL) 事件において、記事の見出しについての著作物性を否定したうえで、著作権法上、リンクを行うこと自体が著作物の利用を行っている行為には該当しないとして否定されている3。また、学説上の議論として、ホームページにおいてフレームといわれる小窓のようなものを作成し、別サイトをそこに表示するといういわゆる「フレーム内リンク」がある。このフレーム内リンクは、翻案権、同一性保持権、氏名表示権の侵害が問題となるとの議論があるが、実際にわが国で判決が出たことがなく、実態としてはグレーであるといえる。さらに、リーチサイトにおいて、リーチサイトの管理者あるいはプロバイダなどの事業者の行為は直接的な侵害行為を行っているものとして擬制される場合がある。これはいわゆる間接侵害や共同不法行為であるとして著作権の侵害責任を負う場合である4。確かに、著作権侵害行為を行っているのはリンク先のサーバに、著作権侵害コンテンツをアップロードしたユーザということになる。しかしながら、リンクサイトがなければ一般のユーザは当該著作権侵害コンテンツにたどり着くことが出来ないことから、著作権侵害コンテンツをアップローダーはユーザに届けることができないといえ、実質的に著作権の侵害行為と極めて密接な行為と評価できる。例えば、前掲・まねき TV 事件最高裁判決5やロクラク II 事件最高裁判決6において、それぞれ

の被告サービス事業者が原告である放送局の著作物を前提としており、さらに、それぞれのサービス事業者の行為がユーザの行為を幫助していることから、その行為がなければユーザは当該サービスを利用できないため、著作権侵害に関する責任主体であるとした判決がある。

リーチサイトは、著作権侵害コンテンツへのアクセスを容易にするなどきわめて著作権の侵害行為と密接不可分な関係にあることから、直接的な著作権侵害行為を行っていないとしても侵害主体と擬制され得ると考える。

4. リーチサイト問題と周辺法領域

4.1. 民法上の一般不法行為

民法 709 条は、違法に他人の利益を侵害した場合には不法行為として損害賠償請求が認められる。「著作権」という「法律上の権利」が存在しない場合であっても、一般不法行為が成立し得るのであり、あとは、侵害行為に「違法性」があったといえるか否かが、一般不法行為の成否の判断基準となる。正規コンテンツへの無断リンクに対して、著作権侵害を否定した上で、不法行為が成立するとされた裁判例7がある。この事例は、正規コンテンツへ無許諾リンクであっても、その態様によっては一般不法行為となることを示した先例として、リーチサイトを評価する上で価値があるものと考えられる。リーチサイトの多くは、他人がインターネット上にアップロードした著作権侵害コンテンツにリンクを貼りアーカイブ化若しくは検索可能とするものである。上記事例を参考とすれば、リーチサイトの管理者に対してコンテンツホルダは、著作権侵害を問えずとも、リンク先の著作権侵害コンテンツの拡散を助長する行為として、「社会的に許容される限度を超えたもの」と評価し、違法と評価されることが期待できると考えられる。

もっとも、リーチサイトの態様によっては、それ自体では「社会的に許容される限度を超えたもの」とまでは評価できない場合が考えられる。しかしながら、違法アップローダーによる著作権侵害コンテンツの拡散により共同して損害を与えた「幫助者」として、民法 719 条の「共同不法行為」が成立する余地も残されている8と考えられる。

4.2. プロバイダ責任制限法

特に悪質で違法性が明確と考えられるサイトについては、プロバイダと権利者が協同して進める侵害対策措置の一環として、リンク情報の削除等の対応が有効となる。プロバイダ責任制限法は、情報発信者と権利侵害をされた者の間に立つプロバイダの立場を保護し、その責任を限定するものであるが、プロバイダ責任制限法第 3 条 1 項では、一定要件の下で「送信防止措置」等の責任を負うものとされ、同法 4 条で、権利侵害をされた者はプロバイダに対し、権利発信者情報の開示を請求できる。著作権

侵害との関係で不法行為や間接侵害が明らかな場合に限られるため、一般的には侵害性が明確となっていないリンク行為については、その削除の対象ではないものの、最近では一部権利者からプロバイダに対して削除要求が行われ、一部のプロバイダでは削除に応じるようになってきている9。

5. 実態調査の方法

報告者及び共同研究者らの参加する国立大学法人電気通信大学の研究チームは、平成23年度知的財産権侵害対策ワーキング・グループ等侵害対策強化事業（リーチサイトおよびストレージサイトにおける著作権侵害の実態調査）（以下「本事業」という）を経済産業省より受託した。これにより、実態の把握が十分とは言えなかったリーチサイトの実態がより具体的な形で明らかになる事が期待される。

以下、リーチサイトの実態に関する調査方法と内容について紹介する。

5.1. 自動検索技術を活用したリーチサイト及びストレージサイトにおける侵害実態調査

表1に記載の5つのシステムを活用し、インターネット上のリーチサイトにおける侵害実態を調査する。収集するデータは、「サイトURL」、「画像URL」、「サーバ設置国」、「サイト言語」、「サイトの収益構造」、「サイトのアクセス状況」、「リンク元・リンク先URL」を想定している。ただし、コンテンツホルダ企業へのヒアリングの結果、侵害対応に必要な上記以外のデータがあった場合には、適宜追加を検討する。

表1 システム詳細

システム名称	特徴	検索の元となる情報
FReCs II	動画投稿サイトを対象に、動画の形と色を元に識別するシステム。	動画
FReCsMe	動画投稿サイトを対象に、動画の音を元に識別するシステム。	音
FReCs-Comic	動画投稿サイトを対象に、静止画コミックを動画化したコンテンツを識別するシステム。	静止画（コミック）
FReCs-Image	世界中のインターネット上サイトを対象に、形と色を元に、画像を自動識別するシステム。コミックのほかに写真集などの識別も可能。	静止画（コミック・写真集・雑誌）
FReCs-LANA	インターネット上の文書に対して、形態素解析を行い、あらかじめ違法性の高い言語の特徴を登録しておき、サイト上の言語との関連度を比較することで、違法性の高いサイトを抽出するデータベース化システム。	テキスト

本事業の調査対象である「リーチサイト」（・・・①）および「ストレージサイト」（・・・②）に対する具体的な調査アプローチ方法を以下に記す。

①リーチサイトの調査方法

リーチサイトとは、著作権侵害コンテンツそのものは掲載していないものの、海賊版コンテンツを掲載したサイト或いはサイトに蔵置されたコンテンツへのリンクを集めて誘導するサイトである。

そこで本事業では、画像やテキスト情報を元に、直接、世界中のインターネットサイトを対象に海賊版コンテンツのリンク先を調査する手法である「ダイレクト検索」と、海賊版コンテンツを掲載・蔵置している代表的なサイトである「大手動画投稿サイト」を対象に、著作権侵害コンテンツのリンク元を逆探知する手法である「トレーシング検索」を組み合わせることにより、網羅的にインターネット上のリーチサイトを検出することとする。

二つの検索アプローチ（「ダイレクト検索」「トレーシング検索」と活用システムの関係を下記の通り図1に示す。

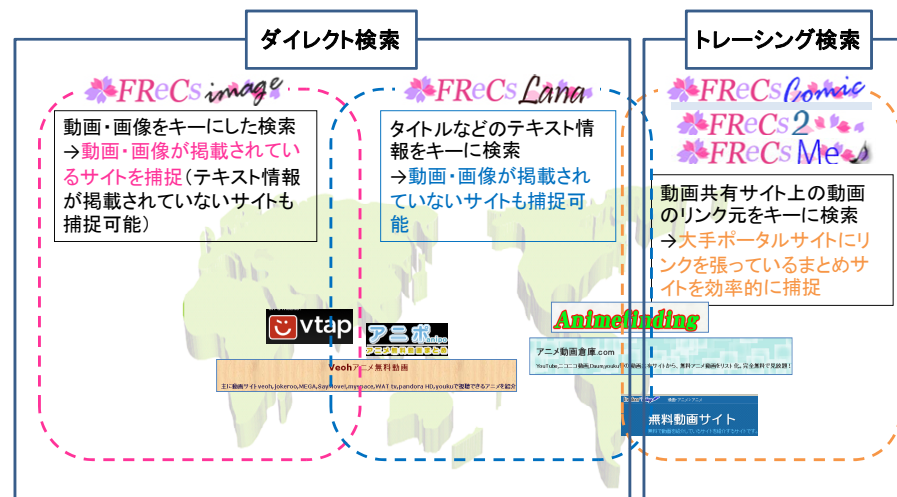


図1 著作権侵害サイト検索アプローチの概要

図1に示すように、複数の検索手法、識別システムを組み合わせることにより、

様々な著作権侵害サイトを検出することが可能となる。
以下に、検索手法別に検出されるリーチサイトの例を示す。

<ダイレクト検索により検出したリーチサイトの一例>

画像データをキーに検出したコミックリーチサイトを図 2-2 に記す。検出された Mangastream はいわゆるコミックのまとめサイトである。無許諾コミックがタイトルごとにインデックス化されリンクが掲載されており、簡単にダウンロードすることができるようになっている。タイトルごとにアーカイブされているので、検索も容易であることもその特徴の一つである。個人で立ち上げているファンサブのようなサイトや、有料会員制のサイト、アフィリエイトが発生しているサイトなど様々である。

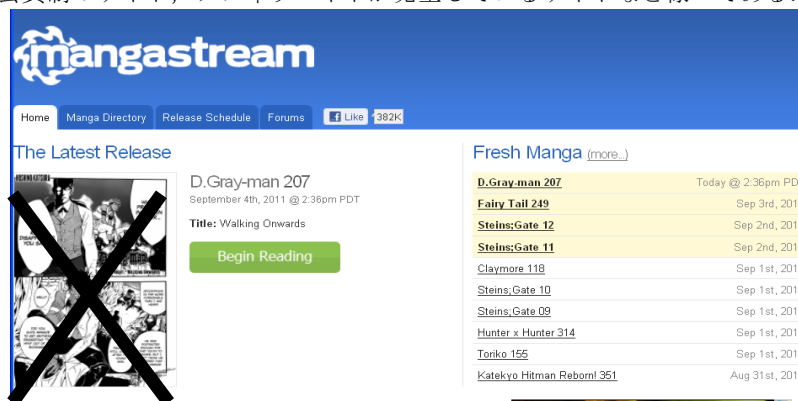


図2 Mangstream.comのトップページ

<トレーシング検索により検出したリーチサイトの一例>

図2にトレーシング検索によるリーチサイトの検出のフローを示す。

まず、大手動画投稿サイト YouTube を対象に動画・画像識別システムを用い、検索対象コミックが動画化されたコミック動画を検出する。(リンク先の特定)

次に、YouTube 上のリンク情報を活用し、当該動画にリンクを張っているサイトを特定することが可能となる。(リンク元のトレーシング：逆探知)

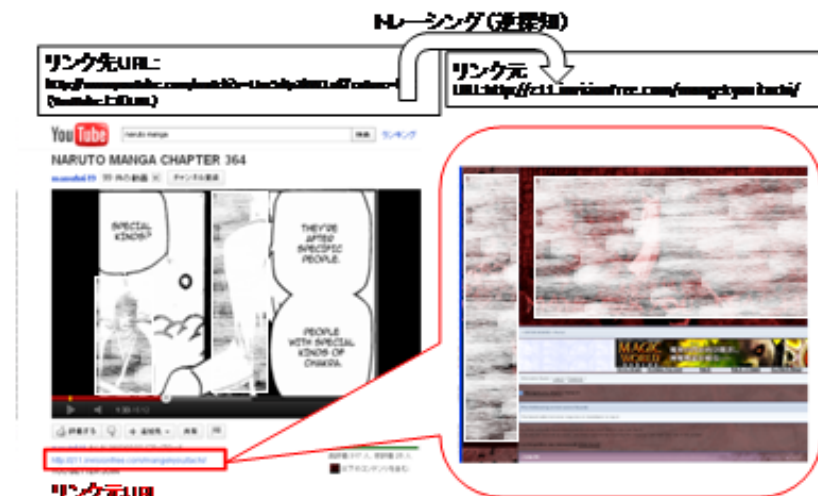


図3 トレーシング検索の具体例

②ストレージサイトの調査方法

リンクサイトの調査方法と同様に、画像やテキスト情報を元に、直接、世界中のインターネットサイトを対象に海賊版コンテンツのリンク先を調査する手法である「ダイレクト検索」と、海賊版コンテンツを掲載・蔵置している代表的なサイトである「大手動画投稿サイト」を対象に、著作権侵害コンテンツのリンク元を逆探知する手法である「トレーシング検索」を組み合わせることにより、網羅的にインターネット上のリーチサイトを検出することとする。

③調査詳細

本調査において協力を依頼するコンテンツホルダ企業および収集するコンテンツの特徴を下記表2に記す。

表 2 調査対象コンテンツ一覧

ジャンル	コンテンツホルダ (予定)	コンテンツの特徴
動画 (計 8 作品)	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ局 (N 社, F 社) ・映像制作会社 (S 社等) ・映画配給会社 (T 社) ・レコード会社 (S 社) 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ放送映像 (アニメーション, 実写) ・映画 (DVD 発売前のもの) アニメーション, 実写) ・映画 DVD (アニメーション, 実写) ・プロモーション DVD (女性アーティスト, 男性アーティスト)
静止画 (計 5 作品)	<ul style="list-style-type: none"> ・出版社 (S1 社, S2 社, K1 社, K2 社) ・実演家団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミック (少女マンガ, 少年マンガ) ・写真集 ・雑誌
音楽 (計 5 作品)	<ul style="list-style-type: none"> ・レコード会社 (S 社, P 社) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性アーティスト ・男性アーティスト
ゲーム (計 5 作品)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム制作会社 (S 社, N 社) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム作品
模倣品 (計 2 3 作品)	上記, コンテンツホルダおよび関連するパッケージ発売企業	<ul style="list-style-type: none"> ・上記, 「動画」, 「静止画」, 「音楽」, 「ゲーム作品」の模倣品を対象

【収集するデータ】

検出した著作権侵害サイトより下記のデータを収集し, 分析を行う。

- ・サイト URL
- ・画像 URL
- ・サーバ設置国
- ・サイト言語
- ・アーカイブデータ数 (検索対象コンテンツの過去の作品の投稿について)
- ・サイトの収益構造
- ・サイトのアクセス状況
- ・リンク先のサイト

【調査期間】

本調査の対象期間は, 2011 年 11 月上旬から 2012 年 2 月下旬の約 4 カ月間とする。

5.2. リーチサイト及びストレージサイトに対する侵害対応調査

リーチサイトおよびストレージサイトに対して, コンテンツホルダ企業が, 現在どのような対応が行われているか, さらに, 前記対応を実行するにあたり「実務的な問題」や「法的な問題」について調査する。

5.3. リーチサイト及びストレージサイトに対する有効な侵害対応方策の検討

リーチサイトおよびストレージサイトに対する侵害対応として有効と考えられる方策について, 調査, 検討を行う。

【有識者委員会の開催】

インターネット上のコンテンツ侵害に関して, 幅広い知見を有した研究者である角田政芳氏10を委員長として, 産官学の学識経験者・有識者 5, 6 名と出版社所属の数名のオブザーバからなる「海賊版サイト (リーチサイト及びストレージサイト) における著作権侵害に対する有効方策の検討調査 有識者委員会」を設置する。委託期間中に 4 回の委員会を開催予定。

コンテンツを提供していただいたコンテンツホルダ企業の方にもオブザーバとして参加していただき, ユーザ側からの意見も委員会の運営に反映する。

以上

参考文献

- 1 なお, 平成 22 年度に, 文化審議会著作権分科会 法制問題小委員会 司法救済ワーキングチーム, 文化審議会著作権分科会国際小委員会, 知的財産戦略本部インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキング・グループ等で若干の検討がなされているものの, 問題提起に留まっている。
- 2 中山信弘「著作権法」(有斐閣, 2007 年) 216 頁では, 「著作権法的観点からすれば, 複製などが行われていない以上, 複製権侵害や公衆送信権侵害に問うことは難しいのではないかと考えられる」としている。あるいは, 佐野信「インターネットと著作権」『新裁判実務体系 22 著作権関係訴訟』(青林書院, 2004 年) 456 頁。ただし, 著作権法的観点だけではなく, リンク先の広告機能が失われてしまう場合など, いくつかの類型を挙げて画一的に考えることについての問題点について指摘し, 必要があれば立法措置をとることになると述べる。
- 3 東京地判平成 16 年 3 月 24 日 (判時 1857 号) 108 頁
- 4 インターネットサービス事業者が, 著作権侵害の主体であるとされた事例について, (ex, クラブ・キャッツアイ事件 (最判昭和 53 年 3 月 15 日), ファイルログ事

件（東京高判平成 17 年 3 月 31 日）、録画ネット事件（知財高決平成 17 年 11 月 15 日）、MYUTA 事件（東京地判平成 19 年 5 月 25 日）、選撮見録事件（大阪高判平成 19 年 6 月 14 日）、ブレイク TV 事件（東京地判平成 21 年 11 月 13 日）、まねき TV 事件（最判平成 23 年 1 月 18 日）、ロクラク I I 事件（最判平成 23 年 1 月 20 日）等がある。

5 判決では、ベースステーションという番組を転送させる機器の管理性について問題となり、「ベースステーションを分配機を介するなどして自ら管理するテレビアンテナに接続し、当該テレビアンテナで受信された本件放送がベースステーションに継続的に入力されるように設定した上、ベースステーションをその事務所に設置し、これを管理しているというのであるから、利用者がベースステーションを所有しているとしても、ベースステーションに本件放送の入力をしている者は被上告人〔原審被告〕であり、ベースステーションを用いて行われる送信の主体は被上告人であるとみるのが相当である。」（〔 〕内論者）として、機器の設置や設定を行っていることについて、管理性があると認めた。

6 判決では、「サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における重要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能」として、サービス提供者を規範的に侵害主体であると認めた。

7 「ヨミウリ・オンライン事件」（知財高裁平成 17 年（ネ）10049 号）においては、被告のリンク行為に対して、「原告自身がインターネット上で無償で公開した情報であり、…著作権法等によって、原告に排他的な権利が認められない以上、第三者がこれらを利用することは、本来自由であるといえる」として著作権侵害を否定した上で、正規コンテンツの掲載の意図や、課金や広告収入の有無、製作にかかるコスト、掲載ページへの誘導などの目的から、少なくとも「法的保護に値する利益」があるといえると述べ、「無断」で、かつ「反復継続」して、「特段の労力を要することなく」、公開コンテンツにリンクを張ることでアクセス数を稼ぐ行為は、アフィリエイトなどによるの「営利の目的」等の事情を考慮した上で、「社会的に許容される限度を超えたもの」といえる可能性が高いとの判断から、不法行為に基づき損害賠償請求が容認された。

8 「土地宝典事件」（知財高裁平成 20 年（ネ）第 10031 号）は、法務局において、備付けの土地宝典（地図）の貸出とコインコピー機の設置によって、不特定多数の一般人にコピーをさせていた行為は、違法複製行為が発生する蓋然性が高く、実際に複製行為がなされていたこと、及び、被告がその結果を十分に予見し、かつ、認識し得たとして、共同不法行為責任を免れないと判示した事例がある。

9 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキング・グループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について（報告）」26 頁（内閣府、2011 年 5 月）

10 東海大学法科大学院教授